

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月18日

島根県警察本部長 中村 振一郎

## 1 入札の内容

- (1) 入札の件名  
小型警ら車の購入
- (2) 物品の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員という）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加者資格者名簿の営業種目〔大分類（車両船舶類）小分類（車両類）〕に記載されている者であること。
- (5) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者。
- (6) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

## 3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年6月26日正午までに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 4 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課装備第二係  
電話0852-26-0110 内線2247
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
令和8年6月18日から6月24日までの間、上記(1)の場所において交付する。  
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)
- (3) 入札説明会  
実施しない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日 時 令和8年7月7日（火）午後2時  
イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室  
ウ 開 札 即時開札

#### 5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期  
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。
- (8) 不当介入への対応  
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、島根県警察本部警務部警務部会計課は、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。